

橋本市告示第 68 号

橋本市障がい者施設備品購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示を、
別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市障がい者施設備品購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市障がい者施設備品購入費補助金交付要綱(令和 6 年橋本市告示第 29 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(補助対象者) 第 2 条 補助金の交付対象となる者は、本市において、次の各号に掲げる施設の開設(移設及び施設の利用定員の増員を図ることを目的とした増設を含む。以下「開設等」という。)をする法人とする。 (1) 略 <u>(2) 法第 5 条第 27 項に規定する地域活動支援センター</u> <u>(3)・(4) 略</u> 2 略 (補助金の額等) 第 4 条 略 2 <u>第 6 条第 1 項の規定による審査等の結果、算出された補助金の額(この項において「交付決定見込額」という。)の合計が予算額を超える場合の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、予算額を交付決定見込額の合計で除した値(小数第 4 位以下を切り捨てる。)に次条第 1 項の申請者ごとの交付決定見込額を乗じて算出した額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</u> (交付の申請) 第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、<u>あらかじめ市長と必要な協議をした上で、橋本市障がい者施設備品購入費補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</u> (1)～(4) 略 2 <u>前項の申請は、開設等をする日が属する年の 12 月 28 日(その日が平日以外の場合はその日前において最も近い平日の日とする。)までの間で市長が別に定める期日までに行わなければならない。</u>	(補助対象者) 第 2 条 補助金の交付対象となる者は、本市において、次の各号に掲げる施設の開設(移設及び施設の利用定員の増員を図ることを目的とした増設を含む。以下「開設等」という。)をする法人とする。 (1) 略 <u>(2)・(3) 略</u> 2 略 (補助金の額等) 第 4 条 略 (交付の申請) 第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、橋本市障がい者施設備品購入費補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、<u>備品を購入した日の属する年度中に市長に申請しなければならない。</u> (1)～(4) 略

様式第 1 号中「開設等予定年月日」を「開設等年月日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(申請期間の特例)

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開設等をした法人にあっては、改正後の第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 7 年 12 月 28 日(その日が平日以外の場合は、その日前において最も近い平日の日とする。)までの間で市長が別に定める期日まで改正後の第 5 条第 1 項の規定による申請をすることができる。